

令和元年度福島県周遊観光支援事業

土湯温泉まんきつプラン

令和元年の台風15号・19号の影響で福島県への旅行を断念されたお客様が多くいらっしゃいました。土湯温泉においてもキャンセルが相次ぎました。そこで「令和元年度福島県周遊観光支援事業」を活用して土湯温泉近隣にある「四季の里」を見学したり、土湯温泉観光交流センター「湯愛舞台」で東北6県のこけしを鑑賞する宿泊プランのご紹介です。

東北こけし見学と温泉旅館宿泊

☆参加旅館は裏面に記載☆

旅行代金お一人様(1泊2食付き)

平日 大人 **6,150円!!!**(税込)
小人 **2,700円**(税込)

福島県ふっこう割 5,000円の割引
適用後の価格です。

「ふっこう割」を利用しない旅行代金は
(平日)大人 11,150円、小人 7,700円となります。

2名様以上の申込で

(福うさぎは4名様プランのみ)

令和2年

2月1日(土)

～2月29日(土)

「福島県周遊観光支援事業」を使うと…
宿泊料金が1名につき

1泊 **5,000円割引**

となるサービス!!

最大3泊までご利用OK

(5,000円割引×3日分)

オプションプラン

湯愛舞台にて**870円(税込)**でこけしの絵付け体験が
できます。

お問合せ・お申込みは

Yumori Onsen Hostel

(1泊朝食) ※夕食なし

ふっこう割引で

1,750円(税込)

※1 日祝前日は3,300円増。

※2 未就学児は割引の対象になりません。

《募集定員》 各日最大40名 ※最少催行2名より

《旅行代金に含まれるもの》

○1泊2食付き宿泊代金及び消費税、入湯税。

《その他》

添乗員は同行しません。ご予約はご宿泊3日前までをお願いします。
ツアー代金のお支払いは、到着時に土湯温泉観光案内所窓口にて
お支払い下さい。追加飲食物の代金は旅館にて直接お支払い下さい。
お支払いは現金のみとなります。

福島県知事登録旅行業第2-313号

NPO法人 土湯温泉観光協会

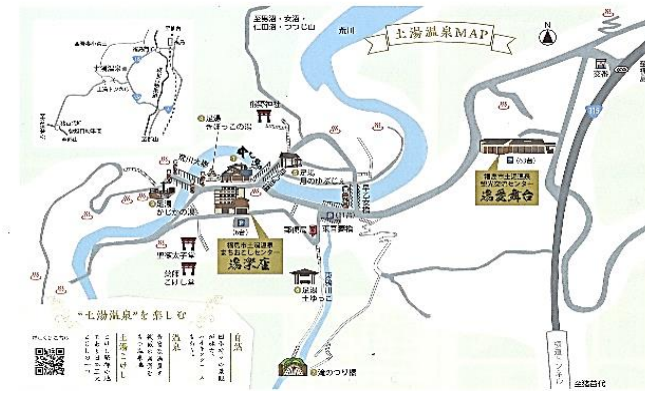
〒960-2157 福島県福島市土湯温泉町字下ノ町22-1

TEL **024-595-2217** FAX 024-595-2016URL <http://www.tcy.jp>

総合旅行業務取扱管理者：浅野博昭

ご旅行条件要約は裏面

お申込みの際には必ず旅行条件書(全文)をお受け取り
いただき、事前に内容を確認の上お申込みください。



土湯温泉は
温泉 はもちろんのこと
日本三大こけし発祥の地としても
有名なんです!!

ツアー行程
【1日目】
 四季の里見学…土湯温泉観光交流センター「湯愛舞台」
 (OP:こけしの絵付け体験)…《町内散策》「土湯温泉
 観光案内所」(手続き)…各旅館へ(15:00以降) [宿泊]
【2日目】
 各旅館(各自チェックアウト)…《自由行動》

参加旅館

**向瀧旅館 ・ ニュー扇屋 ・ 山根屋旅館
 山水荘 ・ 小滝温泉 ・ 川上温泉**

※1 福うさぎ(1室4名での利用)
 ※2 Yumori Onsen Hostel(夕食なし)

《土湯峠地区》
野地温泉ホテル ・ 相模屋旅館

※1 1室に4名様のお泊りとなるのが条件。
 ※2 1泊朝食のプラン。

- ① 募集型企画旅行契約
 この旅行はNPO法人土湯温泉観光協会(福島市土湯温泉町字下ノ町22-1福島県知事登録旅行業第2-313号。以下「協会」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容・条件はこの旅行条件によるほか、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- ② 旅行のお申込みと契約の成立時期
- 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。
 - 電話、郵便、FAXなどの通信手段でお申込みの場合、当協会が予約の承認の胸を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。
 - 旅行契約は当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- ③ お申込金及び旅行代金のお支払い
- お申込金は旅行代金の20%以上とします。お申込金は旅行代金の一部として充当します。
 ※その他、特別に定めた場合を除きます。
 - 残金のお支払いは旅行開始日の当日にお支払い下さい。
 〈旅行代金に含まれるもの・含まれないもの〉
 旅行代金には、諸税・サービス料が含まれています。旅程日程中の「各自」「自由見学」「お客様負担」当と記載される箇所・区間の交通費や入場料、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料は含まれません。
- ④ 取消料
- 旅行契約の成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。
- | | | | | |
|--------------------|--------------|---------------|-----|-----|
| 旅行開始日の 前日から起算して | 20日前 ～8日前 | 7日前 ～2日前まで | 前日 | 当日 |
| 旅行代金の | 20% | 30% | 40% | 50% |
- ※旅行開始後、及び無連絡不参加は100%、日帰りの場合は10日前から取消料が発生。
 (2) ご出発の20日前以内の変更も取消料に準じます。
- ⑤ 特別補償
 当協会は、当協会または当協会が手配を代行させた者の故意または過失の有無に関わらず、当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶発的な外来の事故により、その生命、身体、又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
 ・死亡補償金：1500万円・入金見舞金：2～20万円・通院見舞金：1～5万円
 ・携行品損害補償金：お客様1名につき15万円まで
 (ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。1事故につき3000円は自己負担となります。)
- ⑥ 個人情報の取り扱いについて
 当協会は旅行お申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配及びサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。
- ⑦ 旅行条件・旅行代金の基準日
 このパンフレットに記載された旅行サービスの内容、旅行条件は平成26年7月1日現在を基準にしております。その他の旅行条件は当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

総合(国内)旅行業取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があればご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。